カウンセリング　業務委託契約書

○○株式会社（以下「甲」という。）と✕✕（以下「乙」という。）は、本日、以下のとおり業務委託契約（以下「本契約」という。）を締結した。

第１条

甲は、乙に対し、以下の業務(以下「本件業務」という。)を委託し、乙はこれを受託する。

（1）甲の従業員及びその家族に対するカウンセリング業務（ただし家族からの相談は当該従業員に関するもののみとする）

（2）前号に付随する業務

（3）その他、個別契約で別途定めた業務

2　カウンセリングの実施方法については、別紙記載のとおりとする。

3　乙は、本件業務を、心理カウンセラーとしての責任をもって遂行しなければならない。

第２条

本件業務の契約期間は、令和〇年○月〇日から令和〇年〇月〇日までとする。ただし、期間満了の〇か月前までに、甲又は乙が相手方に対して何らの意思表示を行わないときは、本契約はさらに1年間更新され、以降も同様とする。

第３条

甲は乙に対し、本件業務委託料として、カウンセリング1件につき金〇円を支払う。支払は、月末締め当月担当件数分の委託料を、翌月○日に、甲が乙指定の銀行口座に振込む形で行う。振込手数料は甲が負担する。

２　前項の委託料の金額は、前条の契約期間中に減額することはできない。

3　本件業務に関し、交通費その他乙が負担した費用がある場合は、甲は、乙からの請求書に基づき、第1項の支払いと合わせて支払う。

第４条

乙は、本件業務に関して得られた個人情報につき、第三者に開示・漏洩してはならない。

２　甲及び乙は、本件業務に関して知り得た、相手方の技術上及び営業上の一切の情報について、相手方の事前の書面による承認がない限り、第三者に開示・漏洩してはならない。

３　前項の規定は、本契約終了後もなお効力を生ずる。

第５条

乙は、甲の本件業務の全部または一部を、第三者に再委託してはならない。

第６条

甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当すると合理的に認められる場合には、何らの通知をすることなく、直ちに本契約を解除することができる。

⑴　相手方が本契約の履行に関し、不正の行為をしたとき

⑵　相手方が本契約の規定の一に違反したとき

２　前項の規定は、損害賠償の請求を妨げない。

第７条

本契約に定めなき事項または本契約の解釈に疑義が生じた事項については、甲乙間において真摯に協議するものとする。

第８条

本契約に関する裁判上については、○○地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

以上、本契約の成立を証するため、本書二通又は本書の電磁的記録を作成し、甲乙記名押印若しくは署名又は電子署名のうえ、各自保管する。

令和　　年　　月　　日

甲　住所

　　　　　　　　　　　　　会社名及び代表者名　　　　　　　　　　　　印

乙　住所

　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印